



平成 30 年 6 月の一般質問

- 職員の懲戒処分とその公平性について
- 新教育長の教育政策に対する指針について



樋口 重喜 議員

Q 職員の懲戒処分とその公平性について

6月10日付で、再任用職員に対し、月額給料の10分の1を2カ月減給するという極めて重い懲罰処分が行われた。早速、関連資料を開示請求したが、日付以外はほぼ全部黒塗りで、内容も理由も一切読めなかった。不開示の理由は、個人情報保護だと、高村一課長は述べていた。

他の方法で請求し直し、無修正資料を入手したが、処分の正当性、公正性、公平性に自信があれば、正々堂々と開示し、明確な説明責任を果たすべきだ。

資料によれば、村長が「私物パソコンを持ち込み、私用に使っている報告があり、再任用職員の処分について諮問し、副村長と3人の課長による分限懲戒等審査委員会は、本人から聞き取り17分、パソコン内の確認操作が11分の計30分にも満たない1回だけで処分を決めた。

事実は、村長が言う私的使用ではなく、上司である課長の職務命令による広報用原稿の作成であった。第一、「私用パソコンの持ち込み及び使用禁止」の明文規定・処罰規定がない。

まさか、「情報セキュリティポリシー対策基準の11ページ④などと言わないでしようね。

この項目は、私用パソコンを持ち込むことを前提とし、条件つきで利用することができる」とまで明記してある。

許可を得なかった落ち度はあるが、村のサーバーに接続した作業ではなく、「(厳重)注意」等の処分ですら足りる。

さらに、他の事例と比べ本件は、弱い立場の職員に対し優越的地位による懲罰処分権の乱用であり、人権侵害ではないのか。

■村長 高村文教

村が取り扱う情報資産には、外部に漏えい等した場合、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。被処分者は長年にわたる公務員生活の中で豊富な業務知識を得る機会を重ね、管理職まで経験された実情を持っており、情報セキュリティについても常識レベルで認識していると承知している。これらを踏まえ、処分の量定が決められた。

懲戒処分においては、個々具体的な非違行為が異なりますので、公平という基準が非常に難しいものとなると認識している。非違行為の性質、対応、その他の事情に照らして、社会通念上必要なものとなるよう、最大限の配慮を施し実施している。

Q 新教育長の教育政策に対する指針について

前任者は、教育関係に身を置いた経歴がなく、昨今の職員不祥事に深く絡んでいた。その点高等学校の校長職まで務められた新教育長には大きな期待をしたい。

①本村教育の問題について、どのような認識をお持ちか。

②小学校の統合問題について、新教育長の見解は。

③学童の減少対策に、地の利を生かした、山村留学の本村版であるリゾート留学の推進について。

④人口知能(AI)の進化により半数の人間が仕事を失う不安社会に対し、未来に希望の持てる人づくり教育の方針を伺う。

■教育長 坂本明大

①教育課題については2つに絞って考え、1つは教育環境の劣化でありハード面では校舎の老朽化が大きな課題であり、ソフト面では少子化に伴う生徒数減少の教育環境への悪影響であります。もう1つは学力に関する課題であり、家庭学習の習慣を身につけさせるとともに主体的な時間管理の取り組みがさらなる学力向上につながると考えます。

②小学校統合については、これまで各所で頂戴した貴重なご意見を検証しながら、また地域住民のコンセンタを得る中で場所の選定も含めできるだけ早く着地点を見出していきたい。

③リゾート留学の提案については、全国の先進事例の中で小菅村源流親子留学に注目したい。本村でも多くの大学の研修所が存在し、これらと連携、協定、締結をした中で本村ならではの魅力を発信しながら交流人口をふやす施策は有効だと考えます。

④AI革命の時代には、知識の獲得から知恵の獲得への学びの方向変換が必要である。ここでいう知恵はAIでは容易に代替できないものと考えます。小中学校においては特に基礎的な知識、技能の習得に加え、自ら考える姿勢、柔軟なコミュニケーション能力を身につけさせることが肝要であります。